(別添１)

仕　　　様　　　書

１　業務名　　　平家さくらの森整備事業

２　業務目的　　本村の観光施策を行っていく上で、上椎葉中心市街地の中にある平家さくらの森は、鶴富屋敷や椎葉民俗芸能博物館、椎葉厳島神社などと隣接する重要な位置にあり、様々な活用方法が考えられる場所である。観光資源としての整備はもちろんのこと、村民の憩いの場所としても修景を行うことで地域資源を見つめ直す機会を提供し、これからの地域活性化、観光振興施策の展開のために整備事業を行うものである。

３　委託業務の期間

　　　　　　　　契約締結の日から平成28年3月31日（火）まで

４　業務内容及び留意事項

　　○平家さくらの森整備

　　・東屋建築

　　　　休憩所となる東屋を設置する。景観に見合ったもの、住民憩いの場として活用できるものとする。

　　・土壌改良

　　　　土質を調査した上で、土壌の改良を行う。

・花壇の修繕

　　現在設置されている花壇の修繕。景観に見合ったものとする。

・花卉の植栽

現在植わっている植物の植え替え。椎葉の植生や周囲の景観を重視した植栽を行うこととする。

　　・遊歩道整備

　　　　老朽化している箇所については修繕を行う。

　　　　皇室御手植えの場所についても整備を行う。

　　・その他

　　　　整備を行った後も村民が地域活性化に利用できる環境を整える

５　成果物の納品について

事業に係る書類や情報発信したもので電子データに出来るものについてはＣＤロム等に記録し、椎葉村役場地域振興課に納品すること

６　留意事項

1. 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら受託業務を実施すること。
2. 本仕様に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し決定する。
3. 委託業務の履行において、重要な変更が生じる場合には、事前に委託者の承諾を得ること。
4. 成果物の版権、デザイン及びイラストの著作権は受託者に帰属する。
5. 受託者は、委託者に対し、成果物を無償で使用する事が出来る。ただし、使用の際には出典元を明らかにするものとする。

７　問い合わせ先

　　　〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良1762番地1

　椎葉村役場地域振興課　商工観光グループ

　電話：0982-67-3203

　FAX：0982-67-2825

　電子ﾒｰﾙ：shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp